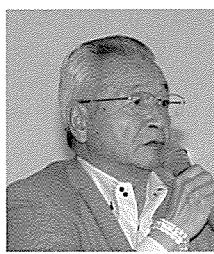


# NEWS

## 一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催 産業廃棄物処理に係る「第23回 実務者研修会」開催

9月7日（木）午前10時から名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）において、（一社）愛知県産業廃棄物協会主催による「第23回実務者研修会」が106名参加のもと開催されました。



開会挨拶をする  
渡邊専務理事

研修会は専務理事 渡邊 修氏の開会の挨拶後、同氏が講師となり、「産業廃棄物処理の基礎」について研修を行いました。産廃ビジネスの特異性として、産業廃棄物処理委託の基本的な構造の問題があり、価値の無い不要物に費用や労力をかけたくないという傾向から、排出者の見えないところで処理をすることにより質が低下し、環境汚染や住民トラブルが起こり、法律の厳しい規制となってきます。また著しく低廉な料金（一般的価格の50%以下）で委託することは、「適正な対価を負担していないとき」に該当するものと解して差し支えないこと、と行政処分の指針にもあり「適正な単価」について述べています。不法投棄件数については平成10年度をピークに徐々に下降し、平成27年度はピーク時の約1/8までに減少しました。特に重要である、廃棄物処理法の法体系では、法改正の内容は環境省から中央環境審議会に諮られますが、規則はよく変わるので、各組織のホームページを絶えず確認することが必要とのことでした。条項では、第25条以降は重大な違反、連鎖的な取消につながるなど、廃棄物処理に関する根幹的な内容であり、第34条で罰金が出たら許可の取り消しになるとのことでした。特別管理廃棄物では、平成29年10月1日から施行される、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する法令改正では、新たに廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物が定義されました。例えば蛍光管は今まで、ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類でしたが、新たに水銀含有製品、水銀使用製品の使用許可が必要になってきます。また事業者との契約の中にも、水銀使用製品を契約の中に入れなくてはいけないとのことでした。水銀廃棄物は直近に施行される内容につき、真剣に聴講される受講生が目立ちました。

ク類でしたが、新たに水銀含有製品、水銀使用製品の使用許可が必要になってきます。また事業者との契約の中にも、水銀使用製品を契約の中に入れなくてはいけないとのことでした。水銀廃棄物は直近に施行される内容につき、真剣に聴講される受講生が目立ちました。

午後は事務局環境アドバイザーの相宮良一氏から、「電子マニフェスト導入実務者研修会資料」に基づいて電子マニフェストの解説がありました。

その後、事務局長 小坂元信氏から「産業廃棄物の委託処理と委託契約書」について講義があり、開口一番委託契約書とは、当事者が契約成立の事実を明らかにするために作成した文書で、書面化することで排出事業者の処理責任の徹底を図る、と契約書の重要性について述べました。また契約書を作成するにあたり必須項目等を説明され、参考として愛産協のホームページの会員専用ページのひな型を活用してくださいとのことでした。スマートフォンからも操作が可能なため外出先でも愛産協のサイトの活用を案内しました。次に「産業廃棄物管理票」、「帳簿」の内容について解説があり、水銀を扱う場合は別の帳簿が必要であると法改正に伴う変更点を強調されました。全ての講義が終了後、研修修了証が授与され研修会は閉会しました。

